

◇釧路市図書館資料別選定基準

この選定基準は、「釧路市図書館資料収集方針」に基づき、図書館資料の収集における資料別の具体的基準を示すものである。

I 図書資料（地域資料、児童資料を除く）

1 基本的な考え方

- (1) 図書館が地域の情報拠点としての役割を果たし、市民の生涯学習を支援するために、図書資料は主題別蔵書構成のバランスと社会の変化、地域の特性、市民要望等を充分考慮しながら、幅広く体系的な収集に努める。
- (2) 特に学習や調査研究に役立つ事典、年鑑等の参考図書は、主題ごとに必要な資料や地域のさまざまな課題を解決するために役立つ基本的な資料を中心に積極的に収集する。
- (3) 全集、叢書等は、主題を系統的に網羅し資料的価値の高いものを収集する。

2 主題別選定基準

(1) 総記（図書館学、情報科学、百科事典、ジャーナリズム等）

- ① 図書館関係図書、書誌学の図書は積極的に収集する。
- ② 情報科学、ソフトウェアに関しては、最新の動向に留意しながら、入門書、概説書、実用書を中心に収集する。
- ③ 百科事典、年鑑等はレファレンスに対応できる情報が豊富な資料を収集する。

(2) 哲学（哲学、心理学、倫理学、宗教等）

- ① 哲学、心理学、倫理学、宗教のいずれの分野も基本図書を中心に収集する。
- ② 心霊研究、運命判断、人生訓の図書は、厳選して収集する。
- ③ 代表的な新聞の縮刷版を収集する。

(3) 歴史（歴史、伝記、地理、紀行等）

- ① 日本史については、各地方、各時代等の主題をそれぞれ体系的に収集する。
- ② 世界史、各国史については、内容が正確で客観性を持つ資料を収集する。
- ③ 伝記は日本人、外国人とも広く収集する。
- ④ 地理・地誌は、最新のデータに留意して収集する。
- ⑤ 旅行ガイドブックは代表的なものを収集し、適宜、最新の資料に更新する。

(4)社会科学（政治、法律、経済、社会、教育、民俗等）

- ①各分野の基本図書を体系的に収集する。
- ②時事性のあるものや今日的主題を扱った資料を収集する。
- ③政治、経済、社会については、国内、国際情勢を把握するための資料を収集する。
- ④法律の解説書、研究書は基本図書を収集する。
- ⑤生活・消費者問題、労働問題、婦人・家庭問題、社会福祉に関する資料を幅広く収集する。
- ⑥教育分野については、家庭、教育現場の役に立つ実用書を中心に収集する。
- ⑦民俗、習慣に関する資料は、生活に必要な実用書を中心に収集する。

(5)自然科学（数学、物理学、化学、天文学、生物学、医学等）

- ①自然科学分野は、基本図書を中心に収集する。
- ②進歩と変化が著しい分野であることに留意し、可能な限り新しい情報を提供できる資料を収集する。
- ③地学については、気象、地震など、地域に関わりのある分野を中心に収集する。
- ④生物学については、身近な動植物に関する資料を中心に収集する。
- ⑤医学については、健康に役立つ実用的な資料を中心に積極的に収集する。

(6)技術・工学（工学、工業、家政学等）

- ①技術・工業の進歩に留意し、入門書や各種規格に関する資料を収集する。
- ②環境・情報分野の資料を広く収集する。
- ③家政学・生活科学に関するものは、日常生活に役立つ実用書を中心に収集する。

(7)産 業（農林畜産業、水産業、商業、交通、通信等）

- ①釧路市の産業構造の特色に対応した基本図書を中心に収集する。そのうち、水産業、石炭産業、紙パルプ産業に関連する資料は主に村上文庫として収集する。
- ②各産業の動向や政策等に留意し、可能な限り新しい情報を提供する資料を収集する。
- ③産業の各分野について理解を深めるとともに、現場や日常生活に役立つ資料を中心に収集する。

(8)芸術・美術（美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸等）

- ①各分野の入門書、実用書、人物紹介、作品解説等を収集する。
- ②美術全集、画集、写真集等は、類書と比較し、評価の高いものを厳選して収集する。

③各種スポーツの紹介、技術の手引書、ルール集を収集する。

(9) 言語（日本語、中国語、英語、諸言語等）

①世界の代表的な言語に関する入門書を中心に収集する。

②辞典類は、重点的に収集することとし可能な限り貸出可能な資料も配備する。

③挨拶、スピーチ、手紙等の実用書を収集する。

(10) 文学（評論、詩歌、小説・物語、外国文学等）

①文学評論、作品研究、作家研究等の資料を収集する。

②日本の文学作品は幅広く収集する。

③古典、ロングセラーは著名な資料を収集し、適宜、更新に努める。

④個人全集、文学全集は著名な文学者等の資料を収集する。

3 漫画

(1) 釧路地方出身者や在住者、釧路にゆかりのある作家の作品は積極的に収集する。

(2) 漫画表現によって、内容をわかりやすく、効果的に伝える学習漫画、コミックエッセイ等を収集する。

(3) 一定の評価のあるものについては、原則、寄贈等によって収集する。

4 収集対象外資料

次の資料は収集しないものとする。

(1) 書き込み、切り取り、可動等を前提とした資料

(2) 付録が主である資料

(3) 稀覯本や好事家が趣味とする高価な資料

(4) 個人が専有、利用することを目的としている学習参考書、受験問題集

(5) 人間の尊厳を著しく傷つける思想、主張が書かれたもの

(6) 内容が極めて高度で細分化された専門書

(7) 出版年が古く、内容が著しく現状と乖離しているもの

(8) 性を興味本位で扱った資料

(9) 趣味的な写真集

(10) 射幸ゲーム等の予想書

(11) 各種ゲームの攻略本

II 逐次刊行物（地域資料、児童資料を除く）

1 基本的な考え方

図書資料を補完し、最新の情報を提供できる速報性を持ち、継続収集が可能で日常生活に役立つ資料を収集する。

2 種類別選定基準

(1)新聞

- ①多様な視点からの情報を提供するため、代表的な全国紙、道内紙、地元紙を収集する。
- ②外国語の新聞は代表的なものを収集する。
- ③上記以外の新聞については、寄贈によるものとする。

(2)雑誌

- ①政治、経済、社会の分野については、代表的な資料を収集する。
- ②法律の分野については、調査研究に役立ち、資料的価値が高いものを収集する。
- ③教育、学習の分野については、地域や家庭で役に立つ実用的な情報を含むものを収集する。
- ④医療、福祉の分野については、健康な生活に役立つ実用的な情報を含むものを収集する。
- ⑤家政学や生活科学の分野については、日常生活に役立つものを収集する。
- ⑥文芸、芸術の分野については、代表的な資料を収集する。
- ⑦趣味、教養の分野については、図書を補完する速報性の高いものを中心に幅広く収集する。

(3)その他

『官報』を収集する。

III 地域資料

1 基本的な考え方

地域資料である郷土資料と地方行政資料について、資料の種類、形態を問わず積極的かつ網羅的に可能な限り収集する。

(1)釧路市、釧路管内町村（以下、釧路地方という。）に関する歴史、自然、社会等の内

容を扱った資料を収集する。

- (2) 北海道、千島列島、旧樺太、姉妹都市、友好都市等に関する資料は、釧路地方と関わりある内容のものを収集する。
- (3) 釧路地方出身者、在住者、釧路ゆかりの人物（釧路地方に居住、滞在することにより、釧路地方に関わる作品を残した者など）による作品や関連する資料を収集する。

2 種類別選定基準

(1) 図書資料

- ① 釧路地方で活動する団体や個人などが刊行した資料を収集する。
- ② 地域資料として必要なもので絶版となっているものは古書を収集する。その際、需要度及び資料的価値の高い資料や入手困難な資料を優先して収集する。

(2) 逐次刊行物

- ① 代表的な地元紙と道内紙縮刷版を収集する。
- ② 釧路地方で発行された雑誌（タウン誌や同人誌を含む）を収集する。
- ③ 釧路地方の研究機関の紀要等を収集する。

(3) 地図資料

- ① 釧路地方及び北海道全域を扱った地図（古地図等も含む。）を収集する。
- ② 住宅地図は釧路地方のものを収集する。

(4) 視聴覚資料

- ① 釧路地方を紹介する映像資料を中心に収集する。
- ② 釧路ゆかりの作家等の資料を収集する。
- ③ 主に釧路地方が舞台となったDVD等資料を収集する。
- ④ 釧路地方の演劇公演を記録した資料は文学館において収集する。

(5) 小冊子等

- ① パンフレット類の小冊子等について、観光やまちなか情報を中心に収集する。
- ② 釧路地方の各時代を表す写真資料等を収集する。

(6) 博物館的資料

- ① 釧路ゆかりの著名人に関する資料（色紙、楽譜、愛用の品等）を収集する。
- ② 釧路地方に関するカルタやすごろくなどの資料を収集する。

(7) 行政資料

①釧路市(市長部局、各行政委員会、市議会、外郭団体等)が発行した出版物を収集する。

【資料例】各種要覧、各種方針、予算書、決算書、予算説明書、市議会議案、市議会会議録、各種統計書、各種計画書、各種報告書、各種年報、各種授賞式のしおり、広報誌等

②釧路管内町村が発行した広報誌、自治体史等を収集する。

③釧路市内に所在する北海道及び国の出先機関等の広報誌、報告書等を収集する。

(8) アイヌ関係資料

下記の資料について幅広く収集する。

①アイヌ語に関する資料

②アイヌの歴史、文化に関する資料

③アイヌの風俗、習慣に関する資料

(9) 文学資料

①釧路地方出身者、在住者、釧路にゆかりのある者の作品を収集する。

②主に釧路地方を舞台として描かれた作品は収集する。

③釧路地方の文学団体が発行しているものを収集する。

④図書館における資料の閲覧・貸出を行うものは、文学館と重複して収集する。

(10) 村上文庫

村上祐二氏からの寄附を基に設立した「図書館資料整備基金」の利息を活用して、水産業、石炭産業、紙パルプ産業に関する資料を収集する。

IV 児童資料

1 基本的な考え方

(1) 子どもの成長に役に立つ資料を収集する。

(2) 学習を助け、知識を広げることのできる資料を収集する。

(3) 豊かな言葉と想像力を育て、人格の形成、生涯にわたる読書習慣形成に役立つ資料を収集する。

(4) 各分野の評価の定まった基本図書を収集し、適宜更新を行う。

(5) 児童文学研究とその関連資料を収集する。

2 種類別選定基準

(1) 図書資料

① 絵 本

- ・絵がストーリーを語り、絵と文の調和がとれている資料を収集する。
- ・科学、知識の絵本などは、子どもの探究心を刺激し、さまざまな分野への興味を持たせる資料を収集する。

② 参考図書

- ・情報が正確であり、項目の索引と参照が充分用意され、容易に検索できる資料を収集する。
- ・学習に必要な事項が豊富に収録され、写真・図版・グラフ等が多く、理解しやすい資料を収集する。

③ 実用書（料理、手芸、工作など）

- ・説明がわかりやすく自由研究等に活用できる資料を収集する。
- ・新しく正確な情報が掲載された資料を収集する。

④ 伝 記

- ・被伝者の業績、人間性、考え方および時代背景がバランスよく公正に書かれている資料を収集する。

⑤ 文 学

- ・評価の定まった古典文学から現代の日常的出来事を扱っている作品まで幅広く収集する。
- ・児童用ブックリストに紹介されている図書を積極的に収集する。
- ・抄訳、重訳、翻案ものや、ダイジェスト版、テレビ等のノベライゼーションは、原作の持ち味を保ちつつ、それ自体として文学の内容と質を備えている資料を収集する。

⑥ 児童向け郷土資料

- ・地域資料の選定基準に準拠し、収集する。
- ・釧路地方の気候、風土、文化、風習に関する資料は、わかりやすく書かれたものを収集する。

(2) 逐次刊行物

- ① 子どもにとってのその時々テーマや話題を取り上げている資料を収集する。
- ② 児童資料の研究雑誌を収集する。

(3) 紙芝居

- ① 絵がはっきりと描かれ、ストーリーと調和しているものを収集する。
- ② 子どもの生活や季節の行事を描いた資料を積極的に収集する。

V 青少年資料（概ね12歳から18歳までを対象とする資料）

1 基本的な考え方

青少年期は、活字離れの進む年代であるとともに将来の生活や職業、生き方などを考える時期であることから、読書活動を促進し、さまざまなことを深く考えるための資料を収集する。

- (1) 青少年を対象として刊行された各分野の図書資料を幅広く収集する。
- (2) 想像力を豊かにし、思考力を育てる資料を収集する。
- (3) 新しい興味の分野を切り開き、知性と感性を豊かにする資料を収集する。
- (4) 中高生の調べ学習や課題への対応が可能な参考図書を収集する。
- (5) 将来の生活や職業へのプランを考えるために役立つ資料を収集する。
- (6) 限られた生活時間の中での読書ができるように、持ち運びが容易である文庫、新書を積極的に収集する。

VI 視聴覚資料

1 基本的な考え方

- (1) 教養・文化の向上に資する評価の定まった資料を中心に収集する。
- (2) 映像資料は、著作権法上の位置づけが書籍等と異なることに留意し、館内視聴や上映について許諾を得た資料を収集し、法令順守の上で運用にあたる。
- (3) 下記の「収集する資料の形態」に示すもの以外の視聴覚資料は、機器や普及状況等を見極めながら収集する。

2 収集する資料の形態

- (1) 音声資料
CD（コンパクト・ディスク）
- (2) 映像資料
DVD（デジタルビデオ・ディスク）、Blu-ray Disc

3 種類別選定基準

- (1) 音声資料
 - ①クラシック・ジャズ
 - ・さまざまな分野にわたり、評価の定まっている国内外の著名な資料を収集する。
 - ・同じ楽曲に関して、異なる演奏家による資料も収集する。

②ポピュラー

釧路地方に関わりのある資料を中心に収集する。

③邦 楽

著名な資料を中心に幅広く収集する。

④民族音楽

国内外の代表的な資料を収集する。

⑤演劇、演芸、落語

一定の評価が定まった資料を収集する。

⑥朗 読

国内外の作品で評価が定まった読み手の資料を収集する。

⑦児童向け

童謡、童話、昔話の朗読資料等を収集する。

⑧その他

自然音や効果音、式典音楽等、さまざまな用途で利用される資料は、幅広く収集する。

(2) 映像資料

① 映画

国内外の古典や名作、各国映画祭の受賞作品等、評価の高い作品を中心に、収集する。

② その他の映像資料

市民の教養、調査研究等に資する資料を中心に収集する。

VII 障がい者等サービス資料

1 基本的な考え方

視聴覚等に障がいのある利用者だけではなく、高齢者等にも配慮した資料を収集する。点字資料は市内の点字図書館において収集する。

(1) 幅広い分野の大活字本を収集する。

(2) 活字による読書が困難な市民のために録音図書を収集する。

(3) 障がいのある子どもたちに物語等の世界をわかりやすく伝える布の絵本、エプロンシアター、大型紙芝居、大型絵本等を収集する。

(4) 手話を学ぶことができる映像資料の収集に努める。

VIII 電子資料

1 基本的な考え方

コンピュータおよび周辺装置によって利用可能となる電子資料を収集する。

2 収集する資料の形態

- (1) データベース
- (2) 電子図書

3 種類別選定基準

(1) データベース

- ① インターネット上で利用する各種データベースは、参考図書を補完するものとして、調査研究に資するものを中心に、紙媒体との重複を避けて収集する。
- ② レファレンスサービスに必要とされる情報が豊富に提供され、速報性、検索性の高いものを導入する。

(2) 電子図書

- ① 電子図書の購入による収集については、今後、電子図書の普及動向や各都市の状況等を調査した上で検討を行う。
- ② 著作権による保護期間が過ぎた古典、名作等については、インターネット上の閲覧を中心とした利用を図る。
- ③ 地方行政資料のうち、インターネット上で公開された資料について、ダウンロード等を行い、収集する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和元年6月14日から運用する。